

外来生物法におけるオオクチバス等の防除について

野外における特定外来生物について、生態系等に係る被害を生じ、又は生じるおそれがある場合において、主務大臣及び関係行政機関の長が防除の公示を行い、被害の発生を防止するため必要があるときは、防除を行う。

防除の公示は関係都道府県の意見を聴いて行うこととしている。



外来生物法の該当条文抜粋



施行規則の該当条文抜粋

(主務大臣等による防除)

- 第11条 特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長(以下「主務大臣等」という。)は、この章の規定により、防除を行うものとする。
- 2 主務大臣等は、前項の規定による防除をするには、主務省令で定めるところにより、関係都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。
- 一 防除の対象となる特定外来生物の種類
 - 二 防除を行う区域及び期間
 - 三 当該特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分(以下「捕獲等」という。)その他の防除の内容
 - 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(関係都道府県の意見聴取)

- 第13条 主務大臣等は、防除の公示をしようとするときは、あらかじめ、当該防除の公示の案を関係都道府県に送付するものとする。
- 2 関係都道府県は、前項の送付があった場合において、法第11条第2項の規定により主務大臣等に意見を述べようとするときは、主務大臣等が指定する期日までに意見を提出するものとする。

(公示事項)

- 第14条 法第11条第2項第四号の主務省令で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項とする。

(防除の公示)

- 第15条 法第11条第2項の規定による公示は、法第11条第2項各号に掲げる事項を、官報に掲載する方法で行うものとする。

(主務大臣等以外の者による防除)

- 第18条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であって第11条第2項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

(防除の確認の申請)

- 第22条 地方公共団体は、法第18条第1項の確認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 地方公共団体の名称
 - 二 防除の対象となる特定外来生物の種類
 - 三 防除を行う区域及び期間
 - 四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書(以下単に「防除実施計画書」という。)を添付しなければならない。ただし、緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合は、この限りでない。
- 一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容
 - 二 防除の目標
 - 三 前二号に掲げるもののほか、従事者に関する事項その他の法第11条第2項の規定により公示された事項に適合することを証する情報

(防除の確認)

第23条 主務大臣は、地方公共団体により提出された前条第1項の申請書及び同条第2項の防除実施計画書(緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合を除く。)が法第11条第2項の規定により公示された事項に適合していると認めるときは、法第18条第1項の確認をするものとする。

(主務大臣等以外の者による防除)

2 国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができ、及び第11条第2項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の確認を受けることができる。

(防除の確認の申請)

第24条 国及び地方公共団体以外の者は、法第18条第2項の確認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)
 - 二 防除の対象となる特定外来生物の種類
 - 三 防除を行う区域及び期間
 - 四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要
- 2 前項の申請書には、防除実施計画書及び申請者の略歴を記載した書類(法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類、定款又は寄附行為、登記簿の謄本並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類)を添付しなければならない。

(防除の確認)

第25条 主務大臣は、国及び地方公共団体以外の者により提出された前条第2項の書類によりその者が適正かつ確実に特定外来生物の防除を実施することができ、かつ、その者により提出された同条第1項の申請書及び同条第2項の防除実施計画書が法第11条第2項の規定により公示された事項に適合していると認めるときは、法第18条第2項の確認をするものとする。

(主務大臣等以外の者による防除)

3 主務大臣は、第1項の確認をしたとき又は前項の確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第20条第2項又は第3項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。

(防除の確認及び認定に係る公示)

第26条 法第18条第3項前段の規定による公示は、確認を受けた地方公共団体又は認定を受けた防除を行う者について、それぞれ第21条第1項各号又は第23条第1項各号に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

2 法第18条第3項後段の規定による公示は、確認を取り消された地方公共団体の名称又は認定を取り消された者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。